

主な指摘事項について

衛生管理

衛生管理

指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定障害福祉サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会、テレビ電話装置その他の情報通信機器、以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的[（]に開催するとともに、その結果について、従業者[（]に周知徹底を図ること。

二 当該指定障害福祉サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定障害福祉サービス事業所において、従業者[（]に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的[（]に実施すること。

・基準省令…平成18年厚生労働省令第171号）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第三十四条第三項（一部改変）

感染対策委員会

感染対策委員会の定期開催及び結果の従業者周知徹底の義務化

- 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を指します。（テレビ電話装置等を活用して行うことも可能）
- 感染対策委員会の定期的な開催及び、検討結果を従業者に対し、周知徹底を図ることが令和6年4月より義務化されます。

※感染対策委員会の具体的な運用については、各サービスごとに規定されています。

グループ①

居宅介護、重度訪問介護、同行援護
行動援護、重度障害者等包括支援

計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

就労定着支援、自立生活援助

グループ②

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援
共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設（福祉型・医療型）

感染対策委員会（グループ①）

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、就労定着支援、自立生活援助

委員会の設置・開催と担当者の選定

- 事業所における**感染症**の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（**感染対策委員会**）をおおむね**6カ月に1回以上、定期的に開催**すること。
※感染症流行時期等を勘案し、必要に応じて随時開催
- 委員会構成員の責任及び役割分担を明確にし、専任の感染対策**担当者**を定めておくこと。

委員会に関する留意点

- 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが**望ましい**。
- 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。
- 他のサービス事業者との連携等により行うことも**差し支えない**。

※赤字はグループ②との相違点

感染対策委員会（グループ②）

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設（福祉型・医療型）

委員会の設置・開催と担当者の選定

- 事業所における**感染症及び食中毒**の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（**感染対策委員会**）をおおむね**3カ月に1回**以上、**定期的に開催**すること。※感染症流行時期等を勘案し、必要に応じて随時開催
- 委員会構成員の責任及び役割分担を明確にし、専任の感染対策**担当者**を定めておくこと。

委員会に関する留意点

- 幅広い職種（例えば管理者、事務長、医師、看護職員、生活支援員（児童指導員）、栄養士又は管理栄養士）により**構成すること**。
- 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。
- **事業所以外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい**。

※赤字はグループ①との相違点

指針の整備

指針の整備に際しては、以下の対策対応を規定することが必要。

平常時の対策

- 事業所内の衛生管理（環境の整備等）
- 支援にかかる感染対策（手洗い等の標準的な予防策）

発生時の対応

- 発生状況の把握
- 感染拡大の防止
- 医療機関や保健所、県・市町村等関係機関との連携報告

参考資料

感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等 | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて」

→ **入所系・通所系・訪問系**に分かれて、各サービスに求められる感染症の対応等が示された**マニュアルを掲載**。

「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引きについて」

→ 感染対策の指針の**ひな型を掲載**。

研修及び訓練

従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための**研修及び訓練の定期的な実施**と、研修の実施内容についての記録が必要

グループ①

- 定期的な研修⇒**年1回**以上
- 定期的な訓練⇒**年1回**以上

グループ②

- 定期的な研修⇒**年2回**以上
- 定期的な訓練⇒**年2回**以上

参考資料

障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等職員のための感染症対策の研修会の動画及び実地研修の概要 | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00008.html

→ 必要な感染症の知識や対応方法等についての**研修会の動画及び実地研修の概要**を掲載

訓練は、指針や研修の記録に基づき、感染症発生時に迅速に行動できるよう、事業所内の役割分担の確認や具体的な手順の確認を目的として、実施すること。（訓練の実施方法については、机上を含めその形式は問わないが、机上訓練と実地訓練を適切に組み合わせながら実施することが望ましい）